

## 国保

国民健康保険にご加入の皆さまなど

「交通事故で役場へ届け出？」  
「義務です 届け出 第三者行為」

国民健康保険にご加入の皆さまや福祉医療をご利用の皆さまは、交通事故など第三者の行為によってけがをした場合、役場への届け出が必要になります。

### ● 第三者行為とは

第三者（自分以外の人）の行為が原因で治療を受けることになった場合を指します。

（例）交通事故（自転車事故を含む）

でけがをしたとき・暴行行為などで他者にけがをさせられたとき――など

### ● なぜ届け出が必要なの？

第三者行為によりけがをしたときの治療費は本来、相手方が過失割合に応じて負担すべきものです。しかし、すぐに治療費を払ってもらえない場合などに被害者救済の観点から、届け出を頂くことで健康保険が立て替えられるようになっていきます。

またこの届け出により、健康保険から相手方（または損害保険会社など）に対し、健康保険が立て替えた治療費を請求することが可能になります。

医療費の適正化にもつながるのでご協力ください。

### ● 届け出に必要なもの

- ・被保険者証
- ・印鑑（認め印）
- ・来庁者の本人確認書類（免許証など）

・交通事故証明書（交通事故の場合のみ）

※届け出後、傷病届済証明書を発行します。

※自損事故などは第三者行為ではありませんが、そのことを確認する届け出が必要な場合があります。

### ● 注意事項

既に加害者から治療費を受け取っている（示談が成立している）場合や、仕事中や通勤中のけが（労働災害保険の対象）、また自身の飲酒運転や無免許運転などによる法令違反の事故では、保険証が使えない場合があります。

### 【福祉医療を受給されてる方へ】

### ● 福祉医療とは／乳幼児医療・子ども医療・重度心身障害児（者）医療・ひとり親医療・老人医療です。

福祉医療受給者証をお持ちの方は、健康保険とは別に役場への届け出が必要になります。

※国民健康保険の方は一緒に届け出が可能です。

※詳しくはお問い合わせください。

### 問 住民課（吉備庁舎）

## 税金

### 所得稅申告相談会場

湯浅税務署、税務課（吉備庁舎）・清水行政局住民福祉室では、申告相談を3月15日（月）まで受け付けています。新型コロナウイルス感染症対策のため、受付時間を16時までに短縮しています。

来庁により申告相談をされる方は、感染拡大防止対策として、マスクの着用とペンや電卓などの必要な筆記用具の持参にご協力ください。

収支内訳書・医療費控除の明細書の代行作成はできません。あらかじめご自身で作成した上で、申告会場へお越しください。

また、多数の方が集まる場所を避ける観点から、郵送による申請書の提出をご検討ください。

※税務課・清水行政局住民福祉室では、「土地・建物・株式などを売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談はお受けしていません。これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署にお問い合わせください。

### 問 税務課（吉備庁舎）

## 確定申告期限のお知らせ

● 「所得税及び復興特別所得税」の申告・納期限／3月15日（月）

● 個人事業者の「消費税及び地方消費税」の申告納期限／3月31日（水）

● 贈与税の申告・納期限／3月15日（月）

※確定申告はスマートフォンのご利用が便利です。

問 湯浅税務署 ☎ 63・5351

日時	場所
2月24日（水）13時～16時	城山出張所
2月26日（金）9時～16時	金屋庁舎2階 大会議室
2月27日（土）9時～16時	
3月7日（日）9時～16時	吉備庁舎1階 税務課
3月13日（土）9時～12時	
3月14日（日）9時～12時	